



環境を守る農業宣言

私達は、島根県のエコ推奨制度と、美味しまね認証制度に取り組み、環境にやさしく安全安心で美味しいブルーベリーを消費者の皆様にお届けします。

「島根県エコロジー農産物推奨制度」の活用

1) 化学合成農薬を使用しない

- ・こまめに圃場を見回り、害虫は捕殺します。
- ・雑草は有機物マルチ等により抑え、通路は草刈機で除草します。

2) 化学肥料を使用しない

- ・菜種油粕などの有機質肥料のみを施用します。

3) 土づくりを行った圃場で栽培する

- ・ほ場の状況に応じた肥を施用します。

「安全で美味しい島根の県産品認証制度」の活用

1) 安全確保基準 (53項目)

- ・事前にリスク検討し、安全安心な生産・出荷を行います。

2) 品質確保基準 (3項目)

○朝穫り出荷

- ・収穫は、品質を確保するため朝穫り(早朝より10時まで)とします。

○粒を揃えた出荷

- ・階級 2L(20mm以上),L(~16mm),M(~12mm),S(12mm未満)。
- ・選別器で階級別に区分し、M以上を生果出荷します。

○品質確保

- ・選別調製を涼しい施設で行うなど、鮮度保持に努めます。



平成 22 年 4 月 12 日

宣言者

湯浅 和弘



宣言第 1011006 号 として受理しました。

島根県知事 溝口 善兵衛

